

(別紙)

なお、この土地改良事業計画（令和八年三月三十一日付け徳島県告示第百八十号新野土地改良区土地改良事業）については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に徳島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、右の審査請求のほか、この土地改良事業計画の適当決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六箇月以内に、徳島県を被告として（訴訟において徳島県を代表する者は徳島県知事となる。）、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。